

八尾市町会加入促進検討会議委員設置要綱

(設置)

第1条 町会は地域コミュニティの最も基礎的な部分であるが、近年、加入世帯数が減少しており、高齢化が急速に進むなか、誰もが安心して住みなれた地域で暮らすことができるようにするため、町会への加入促進策や町会活動の活性化について、行政と市民が協働で方策を検討するために、八尾市町会加入促進検討会議委員（以下「委員」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員は20名以内とし、学識経験者、八尾市自治振興委員会から推薦を受けた者、公募市民委員及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成24年3月31日までとする。

(任務)

第4条 委員は、八尾市町会加入促進検討会議（以下「会議」という。）に出席し、八尾市における町会への加入促進策や町会活動の活性化等について意見を述べるものとする。

(意見の聴取)

第5条 委員は、前条の規定により意見を述べるにあたって、他の委員又は関係者の意見を聴取することができる。

(謝礼)

第6条 委員の謝礼は、会議に出席した日1日につき「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）」に定める範囲内において、別に定める額を支給する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は人権文化ふれあい部市民ふれあい担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。